

投稿規程

制定 2023年 12月2日

(趣旨)

第1条 日本電話相談学会(以下「本会」という。)の会則第4条第3項に基づき、本規程を定める。

(投稿資格)

第2条 論文の投稿は、本会会員(正会員・名誉会員)に限る。ただし、編集委員会からの依頼論文については、この限りではない。

(投稿論文の内容と種別)

第3条 本紙に掲載される原稿は、電話相談・電話カウンセリングおよびオンライン相談を含む非対面相談の基礎あるいは関連領域に関する内容とする。

第4条 投稿論文の種別は、原著、研究論文、資料および実践報告である。

(倫理的配慮)

第5条 投稿論文の執筆に際しては研究上の倫理を守ること。相談利用者および相談機関関係者の人権を尊重し、プライバシーの保護に最大限の注意を払うこと。

(原稿作成についての留意事項)

第6条 論文の執筆に際しては以下の形式に沿うこと。

(1) 投稿論文は文書作成ソフトウェアを使用し、A4判縦置き横書き(1ページを30字×40行)10枚以内(12000字以内)、仕上がり8頁以内とする。また、ページ数を中央下に付ける。

(2) その他の論文は7枚以内とし、形式および条件は原著論文に準ずる。但し、研究大会講演記録、シンポジウム記録等はその限りではない。

(3) これらの制限を超える場合および色刷りなどの特別な費用が必要とされる場合には、執筆者が費用を負担する。

(4) 図表および写真は、それぞれの題を日本語で記載し、別ファイルとして提出する。図、表、写真の大きさについては制限頁内に収まるように、出来上がりの大きさを予め指示しておく。図表の番号は、「図1」

「表1」などと表示し、本文中にその挿入箇所を明示する。

(5) すべての投稿論文は分類と表題を論文本文とは別紙に表記し、執筆者氏名、所属機関名、表題、執筆者氏名の英訳および付記、謝辞などもそれぞれ別紙に記入する。なお原著論文には表題、執筆者氏名、所属機関名の英訳および英文アブストラクト、英語キーワードを別紙で付す。

(6) 要約は、500字以内とし、3語~5語のキーワードをつける。英文アブストラクトはA4判白紙にダブルスペースで120語以内とし、英文に熟達した専門家による校閲を経たうえで、邦訳をそえる。和英の要約は規程枚数に含めない。

(7) 本文中に引用する著者名には発表年を()で記し、参考文献、引用文献は本文の末尾に、著者の姓を基準としアルファベット順に、以下の形式で記載する。

- 1) 単行本の場合: 著者名、発行年(西暦)、書名、発行所、参考または引用ページ。
- 2) 雑誌論文の場合: 執筆者名、公刊年(西暦)、論文題目、雑誌名(欧語の場合はイタリック体)、巻(ボールド体)、号、掲載ページ。雑誌名は和・欧いずれも省略したり略号では表記せず、全雑誌名を記入する。

(8) 註は通し番号を付け、本文末(文献の前)に記載する。謝辞や研究助成を受けたことを記載する場合は、「付記」において記す。

(原稿投稿についての留意事項)

第7条 審査の公平と迅速を期すために、執筆者は上記のすべての事項を遵守し、作抜した原稿3部を学会事務局に提出する。なお、デジタルデータでの受付も可とする。提出先: 〒176-6001 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 1F MBE529 日本電話相談学会

第8条 掲載された論文の原稿は原則として返還しない。

(校正・その他)

第9条 初校の校正は原則として執筆者に依頼する。

第10条 著者に抜刷20部を贈呈する。それ以上は執筆者の負担とし、初校校正返送時に申し出る。

第11条 執筆、投稿に関する問い合わせは学会事務局宛に行う。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、編集委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

本執筆・投稿規定は2023年12月2日より施行する。